

入札参加者の資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、松戸市の発注する建設工事、測量又は設計等の委託、製造の請負、物品の購入、役務の提供及び賃貸借に関する契約に係る令和7年6月1日から令和8年3月31日までの間の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）の申請時期及び申請方法等について、次のとおり定める。

令和7年3月28日

松戸市長 本郷谷 健次



第1 入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札参加資格審査申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出し、松戸市入札参加資格審査基準（昭和55年松戸市訓令甲第9号）により審査した結果、適格者と認められ、松戸市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- (3) 建設業にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者及び同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けておらず、同法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者。
また、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出を行っていない者（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）
- (4) 測量業にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- (5) 建築設計業にあっては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者
- (6) 不動産鑑定業にあっては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による登録を受けていない者
- (7) その他法令等による許可等が必要な業務にあっては、当該許可等を有していない者
- (8) 資格審査の申請に必要とされる書類を提出できない者

- (9) 法人税（個人にあっては所得税）又は消費税若しくは地方消費税を滞納している者
- (10) 千葉県内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉県税を滞納している者
- (11) 松戸市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、松戸市税（個人にあっては松戸市税及び県税）を滞納している者

第2 資格審査の基準日

資格審査の基準日は、資格審査の申請日とする。ただし、建設工事の客観的事項（建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）の基準日は、資格者名簿の登載日の前月の初日とする。

第3 資格審査の申請分類

- 1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる業種ごとに申請しなければならない。
 - (1) 建設工事
 - (2) 測量・コンサルタント
 - (3) 物品
 - (4) 委託
- 2 業種分類は、令和6・7年度入札参加資格審査申請マニュアル（以下「申請マニュアル」という。）において定めるものとする。

第4 資格審査の申請方法及び申請書類

- 1 申請者は、インターネットを利用して、ちば電子調達システム（以下「調達システム」という。）のホームページ（<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>）にアクセスし、入札参加資格申請システムに必要な事項を入力することによって行う資格審査の申請（以下「電子申請」という。）を行わなければならない。
- 2 申請者は、電子申請後、入札参加資格審査申請書を印刷し、申請マニュアルに掲げる書類を添付して千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）に提出しなければならない。
- 3 電子申請を行うに当たっては、申請マニュアルを熟読の上、入札参加資格申請システム運用基準に基づき行うこと。

第5 電子申請の時期等

- 1 電子申請及び申請書類の提出は、下記の期間において随時に行うことができる。（以下、本申請のことを「随時申請」という。）

なお、申請期間は、千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）での受付日を基準とする。

また、申請書類が各申請期間の末日までに千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）に到達したものについて審査を行うものとし、下記登載日における資格者名簿への登載は、審査の完了を条件とする。

申請受付期間		名簿登載予定日
令和7年4月1日（火）から	令和7年4月15日（火）まで	令和7年6月1日（日）
令和7年4月16日（水）から	令和7年5月15日（木）まで	令和7年7月1日（火）
令和7年5月16日（金）から	令和7年6月16日（月）まで	令和7年8月1日（金）
令和7年6月17日（火）から	令和7年7月15日（火）まで	令和7年9月1日（月）
令和7年7月16日（水）から	令和7年8月15日（金）まで	令和7年10月1日（水）
令和7年8月18日（月）から	令和7年9月16日（火）まで	令和7年11月1日（土）
令和7年9月17日（水）から	令和7年10月15日（水）まで	令和7年12月1日（月）
令和7年10月16日（木）から	令和7年11月17日（月）まで	令和8年1月1日（木）

2 申請書類の提出先

郵便番号260-0855

千葉市中央区市場町1番1号 千葉県庁南庁舎2階

千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）

第6 申請マニュアル等の入手先

申請マニュアル及び申請書類の様式は、ちば調達システムのホームページよりダウンロードするものとする。

第7 電子申請等に使用する言語等

- 1 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる文字は、ちば電子調達システム利用規約第12条に定める、調達システムで使用可能な文字とする。使用できない文字を使用する場合は、申請可能な他の漢字又はひらがな若しくはカタカナに置き換えるものとする。ただし、メールアドレス及びURL（ホームページのアドレスをいう。）については、アルファベットを用いることができる。
- 2 申請書類のうち、財務諸表は、日本語で作成しなければならない。なお、その他の書類で外国語で記載するものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 3 電子申請及び提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記録又は記載すること。

第8 資格審査及び等級区分

1 資格審査は、電子申請及び申請書類に基づいて、入札参加者としての適格性について次に掲げる項目ごとに行うものとする（松戸市入札参加業者資格審査基準による。）。

(1) 金銭的信用

(2) 契約履行に関する誠実性

2 建設工事の契約に係る入札に参加しようとする者の資格審査については、前項のほか施工能力について、次に掲げる事項についてそれぞれの項目により行うものとする。

(1) 客観的事項（建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）

(2) 主観的事項（松戸市入札参加業者資格審査基準において定める項目）

3 建設工事に係る申請者については、前項の規定により審査した結果に基づき、建設工事の種類ごとに等級の格付けを行うものとする。

なお、等級の格付けは、松戸市入札参加業者資格審査基準による。

第9 資格審査の結果の通知及び資格者名簿への登載等

1 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「入札参加資格者」という。）については、資格者名簿に登載するものとし、次項の定めによる公表をもって通知に代えることができるものとする。また、資格者名簿の有効期間は、資格者名簿登載日から令和8年3月31日までとする。

2 資格者名簿は、前項に定める有効期間の間、ちば電子調達システムの入札情報サービス又は松戸市ホームページにおいて公表するものとする。

第10 建設工事の官公需適格組合の特例

建設工事の事業協同組合等のうち、官公需適格組合（中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）に係る資格審査の申請においては、組合員のうち任意に選択した10以内の組合員（以下「選択組合員」という。）に係る第4の第2項に定める申請書類を提出した場合にあっては、当該適格組合の施工能力に関する審査は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、利益額、職員数、技術職員数及び工事種類別年間平均元請完成工事高については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により、その他の項目については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により行うものとする。

第11 共同企業体の特例

特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体の資格審査及び申請方法等については、別に市長が定めるものとする。

第12 変更等の届出

1 入札参加資格者及び令和5年8月24日松戸市告示第259号の定めるところにより、令和6年4月1日からの入札に参加する資格を有すると認められる者（以下「入札参加資格者等」という。）は、その資格の有効期間中に入札に参加できる資格に係る営業を廃止し、若しくは休止し、又は申請マニュアルに掲げ

る事項について変更を生じたときは、直ちに調達システムを使用して市長に変更等の届出を行わなければならない。

- 2 入札参加資格者等は、前項の規定による変更等の届出を行った後、入札参加資格審査申請書記載事項変更届等を印刷し、その事実を証する書類を添付して千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）に提出しなければならない。

第13 業種追加の届出

- 1 入札参加資格者は、登録済みの業種のほかに新たな業種を追加しようとするときは、調達システムを使用して市長に業種追加の申請を行うことができる。
- 2 業種追加の届出を行った後、建設工事及び測量・コンサルタントにおいては入札参加資格審査申請書、物品及び委託においては入札参加資格審査申請書記載事項変更届を印刷し、申請マニュアルに掲げる書類を添付して千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）に提出しなければならない。
- 3 建設工事及び測量・コンサルタントの業種追加による資格審査の申請の期間等は、随時申請による場合と同様とする。
- 4 物品及び委託の業種追加による資格審査の申請は、変更等の届出による場合と同様とする。

第14 入札参加資格の承継

- 1 入札参加資格者等から入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した者又は入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとする者（以下「承継人」という。）は、入札参加資格承継審査申請書に次に掲げる書類を添付して千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）に提出しなければならない。
 - (1) 当該営業の一切を承継したことを証する書類
 - (2) 承継人の当該営業に係る許可証明書又は登録証明書
- 2 前項に定める申請があったときは、当該申請の内容について審査し、適当と認められるときは、審査の結果を当該承継人に通知するとともに資格者名簿に登載するものとする。なお、審査の結果については、第9の第2項の定めによる公表をもって通知に代えることができる。

第15 入札参加資格の取消し

- 1 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、その者の資格を取り消すものとする。
 - (1) 第1の各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 電子申請又は提出書類に故意に虚偽の事項を記録又は記載したとき。
 - (3) 資格に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。
 - (4) 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。
 - (5) 調達システムを使用して入札参加資格の取消しの申請を行った後、入札参加資格取消申請書の提出があったとき。
 - (6) 倒産・破産等により、前号に規定する手続きが行われる見込みがないと認められるとき。
- 2 第12の定めによる変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしないときは、市長はその者の資格を取り消すことができるものとする。

- 3 前2項の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、市長はその旨を当該入札参加資格者に通知するとともに、その者を資格者名簿から抹消するものとする。なお、取消の結果については、第9の第2項の定めによる公表をもって通知に代えることができる。

第16 入札参加資格の停止

- 1 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、それぞれに掲げる期間、その者の入札参加資格を停止するものとする。
 - (1) 不渡手形又は不渡小切手を出した場合 当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から6か月が経過する日まで
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の更正手続開始の決定が行われる日まで
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで
- 2 前項の規定により入札参加資格の停止を行ったときは、市長はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

第17 申請情報の取扱

- 1 申請者に関する情報については、松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）に規定する暴力団員等又暴力団密接関係者を市の事務等から排除する措置を講ずるために、千葉県警察本部へ提供し、又は照会等に使用することがあるほか、必要な書類の提出を求めることがある。
- 2 千葉県警察本部からの情報提供により、入札参加資格者が松戸市暴力団排除措置要綱に規定する措置要件に該当すると認めるときは、排除措置を講ずる。

第18 この公告に関する問い合わせ先

松戸市 財務部 契約課 電話 047-366-1151

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。